判例評釈

債権譲渡に異議をとどめない承諾をしても過失ある譲受人に対しては抗弁を対抗できるとした判例（最高裁第二小法廷平成27年6月1日判決（平26年（受）第1817号））

江　森　史麻子

1　事案の概要

（1）請求

Xが、貸金業者Yに対し、不当利得返還請求として、過払金元金105万3834円及びこれに対する平成25年7月23日から完済に至るまで年5パーセントの割合による利息の支払を求めた。

（2）事実関係

貸金業法（平成18年法律第115号2条による改正前のもの。同改正前の法律の題名は、貸金業の規制等に関する法律。以下「旧貸金業法」という。）43条1項は、債務者が貸金業者に利息として支払ったものが利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）1条1項所定の制限を超えていたとしても、①任意の支払であり、②弁済金の受領時に旧貸金業法18条1項所定の事項を記載した書面（以下「18条書面」という。）が交付されているなどの要件を満たしていれば、有効な利息の債務の弁済とみなすものとしていた。

Xは、平成12年1月13日、貸金業者Aとの間で金銭消費貸借基本契約を締結し、同年1月14日から平成14年2月27日までの間、Aとの間で、金銭の借入及び返済を繰り返した（以下、これらの取引を「A取引」という。）。A取引におけるXの返済は、利息制限法の制限を超える利息（以下、「制限超過利息」という。）を含むものであった。

Aは、平成14年2月28日、貸金業者Bに対し、A取引の貸金残債権の譲渡

（以下「本件債権譲渡」という。）をした。本件債権譲渡に係る契約書には、A取引に旧貸金業法43条１項の適用があることを前提に、上記貸金残債権は「いかなる適法かつ有効な相殺、反訴または抗弁にも服することはない」と記載されていた。

本件取引に旧貸金業法43条１項の適用があるとした場合、平成14年２月28日における貸金残債権の元本の額は46万2921円となっていた。他方、本件取引に同項の適用がないとした場合、上告人の弁済金のうち利息制限法1条1項所定の制限を超えて利息として支払った部分は元本に充当され、その結果、同日における貸金残債権の元本の額は33万9579円に減少していた。

A及びBは、平成14年３月18日頃、Xに対し、貸金残債権の元本の額が「46万2921円」である旨表示して、本件債権譲渡の通知をし、Xは、同月21日頃、Bに対し、異議をとどめないで本件債権譲渡の承諾をした（以下、この承諾を「本件承諾」という。）。

Xは、本件債権譲渡の後、Bとの間でも金銭消費貸借基本契約を締結して、平成14年４月４日から同年12月25日までの間、Bとの間で、金銭の借入及び返済を繰り返した。Bは、平成15年１月１日、Yに吸収合併された。Xは、同月20日から平成24年11月19日までの間、Yとの間でも金銭の借入及び返済を繰り返した。

Yは、平成25年７月22日、Xに対し、100万円を支払った。

本件の争点は、①Xが本件承諾によりA取引の残債務額を争い得なくなったか否かと、②Yが悪意の受益者に当たるか否かであるが、以下本稿では①の点に絞って述べる。

（３）第一審　－　名古屋地裁平成26年１月17日判決（平成26年（ワ）第2673号）

Xの本件承諾について、Xは、詳しい法律知識を持たない一般市民であり、本件承諾の当時、経済的に苦境にあったXが、債務の不存在を知りながら敢えてその存在を承認することは想定し難いことなどから、本件譲渡通知に記載された46万2921円の借入金債務が実際に存在すると誤信したことが原因となったものと認めた。そして、その誤信は動機の錯誤であるが、本件承諾の際、動機を黙示に表示していたとし、また、その錯誤は要素の錯誤に当たるとして、本件承諾は要素の錯誤により無効とした。

そして、本件承諾によってXがA取引の残債務額を争い得なくなるとはいえず、本件債権譲渡当時におけるA取引の残債務額は、実際の残債務額である33万9746円として過払金の計算を行うべきであるとして、結論としてはXの請求を全部認容した。

Y控訴。

（4）控訴審　－　名古屋高裁平成26年6月13日判決（平26年（ネ）第146号）

控訴審裁判所は、Xの主張をことごとく排斥し、認容額をYの主張のとおり、過払金元金64万9259円及びこれに対する平成25年7月23日から支払済みまで年5分の割合による金員に変更した。

まず、Xは、本件債権譲渡の際、Bには、A取引が利息制限法に違反する高金利の取引であり、利息制限法に従った引き直し計算をすれば残債務額が著しく減少している可能性があることなどをXに告知すべき信義則上の義務があり、その告知なしに行われた本件承諾は民法468条1項所定の異議なき承諾には当たらない旨主張したが、①本件債権譲渡は、みなし弁済の適用について厳格な判断を示した最高裁判所判決（平成18年1月13日第二小法廷判決）より前であり、当時、同判決よりも緩やかな解釈を採る裁判例や学説も相当程度存在したことは、顕著な事実であること、②Bは、Aから、旧貸金業法43条の規定に服することを条件として、消費者ローン資産のそれぞれは、いかなる適法かつ有効な相殺、反訴または抗弁にも服することはない旨保証されていたこと、を述べた上で、③AB間の本件債権譲渡を含む資産譲渡に当たり、第三者Xに対し、BがAの取引について告知をすべき信義則上の義務があるとは認められないとして、本件承諾が民法468条1項所定の異議なき承諾に当たるとした。

また、Xは、本件承諾が民法468条1項所定の異議なき承諾に当たるとしても、Bにおいて、A取引にみなし弁済の適用があること又はその適用があると信じており、かつ、そのように信じたことに過失がないことを証明しない限り、A取引の残債務額が46万2921円を下回ることについて悪意又は重大な過失があったものとして、Bの承継人であるYに対しては貸金債権の一部消滅を対抗することができる旨主張したが、Bは、旧法43条1項のみなし弁済の適用があることを前提に、Aの保証を受けてAから本件債権譲渡を含む資産譲渡

を受けたのであり、譲渡を受けた消費者ローンの件数は十数万件に達していたから、Bにおいて、A取引にみなし弁済の適用がなく同取引の残債務額が46万2921円を下回ることについて悪意又は重大な過失があったと認めることはできないとした。

また、Xは、本件承諾には要素の錯誤があり無効である旨主張したが、XがBに対し、A取引について残債務が46万2921円であることを動機にして本件承諾をした旨を黙示的にも表示していたとは認められず、本件譲渡通知を受けて本件債権譲渡について異議なく承諾する旨の認識を表明したものにすぎないから錯誤に陥ってしたものとはいえず、旧法43条1項の適用に係る法律判断を誤ったにすぎないのであるから、動機の錯誤があったと認めることはできないとした。

さらにXは、利息制限法の立法精神からみて、このような貸金債権の譲渡については、譲受人の善意悪意を問わず、利息制限法の制限を超過する利息の元本充当による債権消滅の効果を対抗することができるものというべきと主張したが、本件承諾をしたXについて、本件債権譲渡の譲受人であるBを承継したYに対し、制限超過利息の元本充当による債権消滅の効果を対抗することができないとすることが、公序良俗ないし信義則に反し許されないものとはいえず、このように解しても利息制限法の立法精神に反するものではないとした。

Xが上告受理申立て。

2　判旨

原判決中X敗訴部分を破棄し、名古屋高等裁判所に差戻し。

「(1) 民法468条1項前段は、債務者が異議をとどめないで指名債権譲渡の承諾をしたときは、譲渡人に対抗することができた事由があっても、これをもって譲受人に対抗することができないとするところ、その趣旨は、譲受人の利益を保護し、一般債権取引の安全を保障することにある（最高裁昭和42年（オ）第186号同年10月27日第二小法廷判決・民集21巻8号2161頁参照）。そうすると、譲受人において上記事由の存在を知らなかったとしても、このことに過失がある場合には、譲受人の利益を保護しなければならない必要性は低いというべきである。実質的にみても、同項前段は、債務者の単なる承諾のみによって、譲渡人に対抗することができた事由をもって譲受人に対抗することができ

なくなるという重大な効果を生じさせるものであり、譲受人が通常の注意を払えば上記事由の存在を知り得たという場合にまで上記効果を生じさせるというのは、両当事者間の均衡を欠くものといわざるを得ない。

したがって、債務者が異議をとどめないで指名債権譲渡の承諾をした場合において、譲渡人に対抗することができた事由の存在を譲受人が知らなかったとしても、このことについて譲受人に過失があるときには、債務者は、当該事由をもって譲受人に対抗することができると解するのが相当である。

(2) これを本件についてみると、記録によれば、上告人は、本件取引では18条書面の交付が全くなく、このことは被上告人において知り得たものである旨主張していたものということができる。そうすると、原審としては、本件取引における18条書面の交付の有無や、仮に交付がなかった場合にこれを被上告人において知り得たか否かなどについて審理判断をすべきことになるところ、原審は、これらの点について審理判断することなく、単に弁論の全趣旨から旧貸金業法43条１項の適用がなかったと判断した上、被上告人には重大な過失がないなどとして、上告人は本件事由をもって被上告人に対抗することができない旨即断したものである。」

3　検討

（１）本判決の意義

本判決は、債務者が債権者（譲渡人）に対抗することのできる抗弁を有する債権について、債権譲渡がなされ、債務者により民法468条１項第１文に定める異議をとどめない承諾がなされた場合、譲受人がこの抗弁事由を知らず、知らないことについての過失がある場合には、抗弁の対抗を受けるとした、初めての最上級審である。

（２）468条の構造

民法468条は、１項で「債務者が異議をとどめないで前条の（注：指名債権譲渡の対抗要件の１つである）承諾をしたときは、譲渡人に対抗することができた事由があっても、これをもって譲受人に対抗することができない。この場合において、債務者がその債務を消滅させるために譲渡人に払い渡したものがあるときはこれを取り戻し、譲渡人に対して負担した債務があるときはこれを

成立しないものとみなすことができる。」と定め、2項で「譲渡人が譲渡の通知をしたにとどまるときは、債務者は、その通知を受けるまでに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができる。」と定めている。

指名債権の譲渡がなされた場合、債権は同一性を有したままで譲受人に移転するのであるから、債務者が譲渡人に対して有していた抗弁事由については、譲受人に対しても主張し得るのが本則である。これを確認したのが本条2項である。

本条1項前段は、これに修正を加え、債務者が異議をとどめない承諾をした場合には、債務者が譲渡人に対して有していた抗弁が、譲受人には対抗できなくなるとする。そして、後段において、その後の清算が譲渡人との間でなされ得ることを示す。

（3）抗弁切断効の法的性質についての学説

468条1項が抗弁の切断を定めたことについて、明石三郎博士が「本項は諸外国の立法例に類をみない特異な制度である。」とし、「わが国では、債務者の承諾に無制限に抗弁切断の効力を与え、債権譲受人の保護に厚い点において他に類をみない立法である。けだし近代法の異色というべきであろうか。我妻・債権の優越的地位34・35)。」(『注釈民法（11）債権（2）』387頁（明石執筆部分)）とされるように、早くから、特異な制度であることは指摘されてきた。

その立法趣旨は、譲受人を保護することにより債権取引の安全を図るものであることは明らかであるが、理論的には、鳩山博士が唱えた債務者の異議をとどめない承諾という事実に公信力を与えるものであるとする公信力説が通説的地位を占める（我妻榮『新訂　債権総論』516頁、537頁等)。これに対して、内田貴法務省参与は、「異議をとどめない承諾は、抗弁を切断するだけであって、積極的に権利を与えるわけではないから、公信力という表現は適切ではない。端的に、取引安全のために付与された法定の効果と理解すればよいだろう。」(内田『民法Ⅲ〔第3版〕』236頁）とする。

（4）譲受人が保護されるための主観的要件についての学説

公信力説からは、譲受人が抗弁の切断を受けるためには、譲受人の抗弁事由についての善意・無過失を要することになる（我妻・前掲書538頁)。また、債

務者と譲受人の利益衡量などから、無過失を要求すべきとする学説も多い（内田・前掲書238頁、近江幸治『民法講義Ⅳ（債権総論）』270頁、潮見佳男『債権総論Ⅱ〔第３版〕643頁等）。

これに対して、無過失までは要求すべきでなく、善意・無重過失であれば良いとする立場もある（淡路剛久『債権総論』464頁、加藤雅信『新民法体系Ⅲ債権総論』316頁等）。

（５）これまでの判例

これまでの判例では、譲受人が悪意の場合には、債務者は抗弁を対抗できるとしているが、譲受人が過失または重過失ある場合について判断したものはない。

すなわち、大審院昭和9年７月11日判決（民集13巻1516頁）は、「債務者カ異議ヲ留メスシテ債ノ譲渡ヲ承諾シタル場合ト雖モ譲受人ニ於テ右債権不存在ノ事実ヲ知リタル以上債務者ハ右不存在ノ事実ヲ譲受人ニ対抗スルコトヲ得ルモノトス」と判示した。

また、最高裁昭和42年10月27日判決（民集21巻８号2161頁）は、請負代金債権が譲渡された後、仕事が未完成のまま請負契約が解除された事案において、「請負契約は、報酬の支払いと仕事の完成とが対価関係に立つ諾成、双務契約であつて、請負人の有する報酬請求権はその仕事完成引渡と同時履行の関係に立ち、かつ仕事完成義務の不履行を事由とする請負契約の解除により消滅するものであるから、右報酬請求権が第三者に譲渡され対抗要件をそなえた後に請負人の仕事完成義務不履行が生じこれに基づき請負契約が解除された場合においても、右債権譲渡前すでに反対給付義務が発生している以上、債権譲渡時すでに契約解除を生ずるに至るべき原因が存在していたものというべきである。従つて、このような場合には、債務者は、右債権譲渡について異議をとどめない承諾をすれば、右契約解除をもつて報酬請求権の譲受人に対抗することができないが、しかし債務者が異議をとどめない承諾をしても、譲受人において右債権が未完成仕事部分に関する請負請求権であることを知つていた場合には債務者は、譲受人に契約解除をもつて対抗することができる」と判示し、その理由として「民法468条１項本文が指名債権の譲渡につき債務者の異議をとどめない承諾に抗弁喪失の効果をみとめているのは、債権譲受人の利益を保護し一

般債権取引の安全を保障するため法律が附与した法律上の効果と解すべきであつて、悪意の譲受人に対してこのような保護を与えることを要しない」とした（下線は筆者）。この判例では、債権譲渡後に請負人の債務不履行が生じて契約解除に至ったのであって、譲受人の悪意の対象は債務者の抗弁事由（契約解除）そのものではなく、契約解除をもたらす具体的な解除事由でもなく（債権譲渡時にこれらを認識することは不可能である。）、「未完成仕事部分に関する請負請求権であること」で足りるとする。このように、悪意の対象を緩めることで、抗弁の切断を認める不都合性を回避しようとしたものである。

（６）本判決の判断手法について

本判決の事案では、譲受人の主観的要件の対象は、上告人の主張に沿って「A 取引において18条書面の交付がなかったこと」と設定された。

ここで、Y（＝合併前 B）が、A から B への本件債権譲渡当時、A 取引において18条書面の交付がなかったことについて悪意であったことを認定できれば、それまでの枠組の中で同じ結論を導くことができ、また、本件債権譲渡は貸金業者どうしの取引であったから、それは不可能ではなかったようにも思われる。しかし、本件債権譲渡に係る契約書には、A 取引に旧貸金業法43条１項の適用があることを前提に、上記貸金残債権は「いかなる適法かつ有効な相殺、反訴または抗弁にも服することはない」と記載されていたというのである。そうすると、A は B に対して、債務者の利息制限法超過部分の支払いについて、旧貸金業法43条１項に規定する18条書面の交付が確実になされていることを保証していたものだということができ、したがって、18条書面の交付がなかったことについて悪意を認定することは難しいばかりか、悪意と同視すべき重過失を認定することもできなかったものと思われる。

そこで、それまでの枠組から一歩踏み出して、軽過失であっても過失ある譲受人に対しては、抗弁を対抗できるとしたものといえる。この点については、それまで下級審判決が分かれていた点でもあり、最上級審としての判断を示した意義は大きい。

なお、本判決と同じ日に、本判決と同じ第二小法廷は、控訴審（大阪高裁平成26年８月21日判決（平成26年（ネ）第1117号））が、譲受人が軽過失ある事案で異議をとどめない承諾をした債務者は抗弁を対抗できるとした判断につい

て、本判決と同じ論理によってこれを認め、上告を棄却した（平成26（受）第2344号）（この判決の事案の詳細は不明である。）。

（７）債権法改正との関係

今般の債権法改正において、468条１項の規定は、削除されることとなっている。

既述のように、早くから、諸外国の法制と比較しても特異な制度であることが指摘されてきたところであり、この制度を積極的に評価する見解が見当たらないことや、判例・学説が、明文にない譲受人の主観的要件を課すことにより妥当な解決を図るという工夫を重ねてきたことに照らせば、英断といえよう。

そうだとすれば、本判決がこれを先取りして、468条１項をまったく空文化するような判断を行うことも可能であった。とくに、消費者金融の債務者を保護してきたこれまでの判例法理の積み重ねの上に立ち、貸金業法改正の趣旨などを援用して、金融業者間の債権譲渡における債務者の異議をとどめない承諾の効果をより制限的なものとするという可能性は、あり得たのではないか。

とはいえ、改正債権法施行までの間に起こりうる債権譲渡と異議をとどめない承諾に関する紛争を解決する基準として、譲受人の無過失を要求するという判断は、積極的に評価できるものである。